

第5回札幌市行政評価委員会

会 議 録

日 時：平成28年11月22日（火）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階第3常任委員会会議室

1. 開 会

○石井委員長 それでは、第5回札幌市行政評価委員会を始めさせていただきます。
まず最初に、ご報告ですけれども、本日、吉田委員は欠席となっております。

2. 議 事

○石井委員長 きょうは、その他も含めて四つの議題を進めたいと思います。

最初に、外部評価報告書についてでございます。

事務局からご説明をいただいた上で協議をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○推進担当係長 まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

この次第のほかに、クリップどめで、資料1の外部評価報告書の案をつけさせてもらっています。次の第6回委員会にもかけますが、これが報告書の最終的な案となっていくものでございます。続きまして、資料2の関係です。資料2-1、資料2-2、資料2-3は、本日、ヒアリング予定の札幌市勤労者職業福祉センター、いわゆるサンプラザの関係の説明資料でございます。また、一番後ろの資料3につきましては、芸術文化財団と彫刻美術館の統合ということで、これについても資料をつけさせていただいております。

次第に戻らせていただきますと、今回、外部評価報告書を説明させていただきまして、続きまして、団体のヒアリング、その後、予定では所管の方々に退出していただいて、施策のヒアリングと同様に、委員の皆様方による意見交換、論点整理をして閉会としたいと考えております。

早速ですが、まず、全体の報告書の説明をさせていただきたいと思います。

資料1をごらんいただきまして、1枚めくっていただきますと、報告にあたってということで、今現在、石井委員長に寄稿をお願いしているところです。

続きまして、目次、その次の1ページに参ります。

第1章では、外部評価の概要を書いております。評価の目的とか、2番の市民参加の取組、そして、3番の評価対象施策・事業の選定については、今年度、施策としては3施策13事業を評価対象に選定しておりますので、このページで選定の視点、次の2ページで各施策の事業数や選定理由を記載しているところでございます。

先ほどの2番の市民参加ワークショップと同じように、今回は4番に出資団体の取組内容の評価もしている部分を記載しております。ここについての詳しい説明は後ほどさせていただきますが、「これまでの」から始まる2段落目の2行目あたりに、いろいろな取組や「一定の目途が立った一方、団体統合の一部など未達成のものもあることから、これまでの社会情勢の変化等を踏まえて改めて方向性を確認する」というような概要をつけながら、後ほど細かい具体的な話について触れていくような形で考えているところでございます。

3ページは、出資団体の一覧、4ページは、活動の経過ということで、5月24日の第

1回から始まりまして、一番下の次の委員会で予定しています12月16日の第6回委員会まで、ここに一覧として記載させていただいているところがございます。

続きまして、5ページには、市民参加の取組を概要として書いております。ここについての細かな説明は割愛させていただきますが、めくっていただきまして、7ページの下に表があります。この隅括弧の表題のワークショップにおける市民意見の内容と指摘への反映ということで、第3回行政評価委員会でご紹介させていただきました意見をカテゴリー化したものを7ページ目から9ページ目に記載しているところがございます。これらの市民意見の内容から市民ニーズの傾向ということで分類したものを踏まえて、委員会としての指摘の検討を行っていったというような形で施策事業の外部評価が進んできたところがございます。

このワークショップの市民意見の反映の表の中の一番右側には、今回の委員会指摘へ反映した指摘番号とページ数を振っております。市民参加ワークショップはみどり関係の施策でやっておりますので、この指摘の番号につきましては、みどり関係の施策と対応したような形で記載しています。ここについては、カテゴリーとして全部で7個を7ページから9ページに記載しているところです。

続きまして、10ページを確認していただきたいと思います。

ここから施策事業の外部評価の評価結果、そして、10ページには総括コメントを記載しておりますが、今年度の行政評価委員会の評価に当たって、個々の施策事業に共通して見えてきた課題や全体を通した印象等を記載させていただいています。

まず、(1)には、新しい情報提供手法の検討ということで、一つ総括コメントを入れております。前段の部分には、この指摘を活用しながら市民参加ワークショップを用いた行政評価を行ったことを上から3行ぐらいで書いておりますが、市民参加の取組を実施して、市民目線を踏まえた多様な視点から評価を実施することができました。その市民意見の一例として、パソコンやモバイル端末で情報検索しやすいようにするべきといった市民目線の提言がなされていたことをここに載せております。このような市民意見は、実際の指摘ともとても親和性が高いものでありまして、2段落目の位置情報が必要な情報提供手法ということで、「駐輪場を適切に知ることができる、スマートフォン等を用いた情報提供手法を検討するべき」というような意見であったり、その下の三つ目の段落の出前講座については、「より積極的に周知できるような取組を考える必要がある」ということで、ここは受け身的な周知方法ではなくて積極的な周知をしたらどうかということで、全体の情報提供手法という中で、施策をまたがった指摘と、市民参加ワークショップを活用したということ、総じて、ここでコメントとして載せさせていただいています。

続きまして、(2)市の総合計画、方針等と各事業との連動についてということで、2段落目あたりから皆様の意見を踏まえた書き方をさせていただいております。ここは市有建築物の集約化と「市政全般に関わる方針や計画が策定されているのであれば、各部局の事業においても常にそれを意識し、少しでもその方針に沿うような取組をしていく必要が

ある。これらの総合計画や基本方針等が、かけ声だけになってしまうことのないよう留意しなければならない」ということをございます。

その具体例として事業を二つ上げておりますが、その下の学校につきましては、学校がコミュニティの拠点として使われている実態は多くないと思われるが、学校を中心としてさまざまな事業を通してきっかけを与えることが大事だというご意見です。

そして、その下につきましては、公園についてのご意見ですが、都市公園そのもののみだりに廃止してはならないということは法律的にも理解し、認識しているところであるが、公園といえども、例外ではなくて、このような市有施設の集約化と取組については全庁一丸となって進めていかなければいけないのではないかとということで、一番下の2行ぐらいを読ませていただきますと、「各事業を進めていくにあたっては市の総合計画、基本方針等を常に意識し、効果的な市政運営となるよう配慮していくべきである」という形で、今年度の外部評価の総括としては、1ページでおさまるような形でこの2点を上げさせていただいているところをございます。

続きまして、11ページ目からは、各施策の評価、そして、施策の概要となっております。

ここの構成については、全ての施策に共通でございますので、この2-3の歩いて暮らせるまちづくりの関係を代表に説明させていただきます。

まず、表のa. 施策情報というところで、どのような施策があって目標があるのかということ載せております。

そして、その下のb. 評価対象事業ということで、施策の中でどのような事業を対象としたのか、そして、右には平成27年度の予算、決算の内容を書いているというようにつくりになっております。

次のページを見ていただきますと、12ページ以降は具体的な指摘になっております。

このような書きぶりは、去年の報告書とも違うものではございせんが、確認のために説明させていただきますと、指摘ごとに黒の帯で見出しを記載させていただいております。また、指摘の前文には、この指摘をするに至った委員会としての現状把握や課題認識の考え方、あるいは、検討すべき視点について記載しているところをございます。

最終的な記載内容は、囲みの中に記載しているところですが、前回の委員会で、指摘そのものについては了解を得られた部分であると認識しているところをございます。この前文、リード部分につきましても、今までの質疑や意見をもとに作成したものでございますので、大きく方向性がずれているようなものはないと考えております。今回の委員会と次回の第6回委員会を通して、もしご指摘等がございましたらご意見をいただきたいと考えております。

この施策につきましては、ナンバー1からナンバー4まで、14ページまでにわたっており、例えばナンバー3については、学校図書館のコミュニティ拠点としての展開が載っております。

15ページからは、施策7-2の多様な活動を支える環境に優しい交通体系の確立です。

自転車関係の指摘が16ページ、17ページに出ておりました。この施策については3点の指摘、そして、前文を含めて17ページまで記載しているところでございます。

続きまして、18ページからは施策7-3の自然との共生とみどり豊かな都市づくりの推進ということで、公園の関係で指摘しているところでございます。

公園の指摘において、評価の中で、ほかの施策とは違う特徴がある部分については、例えば、19ページのナンバー1の指摘の下から4行目ぐらいを見ていただきますと、リード部分に「市民参加ワークショップにおいても、街区公園で遊んでいる子どもの姿を見かけなくなった」という意見が得られていることや、20ページ、21ページにつきましても、それぞれの指摘について、ほぼ全て市民参加ワークショップの意見を取り入れたような指摘をすることができております。

ナンバー2の利用状況調査やニーズの把握についても、公園の魅力をつくった後の情報周知等も必要だという市民の意見や、公園のランドデザインについて、市民の方々も今は多様なコンセプトやイメージというものを持っているということを書かせていただいております。

めくっていただきまして、ナンバー6の通年を通した公園の役割というものも、市民の中には、夏の遊び場という利用より、雪捨て場というような役割を重要視していたり、ナンバー8の大通公園の活用についても、ちょうどこれはワークショップで大通公園周辺の中央区の住民の方々の意見がありましたので、近隣の住民の理解を得る努力が必要との意見が出されたということを書いたり、8個中、ナンバー7の地域別の公園充足度以外につきましても、市民参加ワークショップの取組も踏まえた上での指摘を記載しているところでございます。

続きまして、24ページに進めさせていただきたいと思っております。

ここからが前回の外部評価で議論して出されておりました出資団体の取組内容の評価になります。

ページが飛んで非常に申しわけないですが、最初に30ページを見ていただければと思います。

前回の委員会で出された意見を総括して記載しているところでございますので、ここを確認していただくと前回のおさらいになるところがあるかと思っております。

上から三行につきましても、「出資、人的関与の見直し、あるいは類似性のある団体の統合等、従来から進めていた取組については、一定程度進んできていると評価できる。各団体においては、今回の行動計画（案）で定めた取組を今後も確実に推進していただきたい」と書いております。

一方で、出資団体改革新方針という旧方針において未達成の取組と位置づけられている4団体、スキー場の札幌リゾート開発公社、アクセスサッポロの札幌産業流通振興協会、熱供給関係の2団体については、出資団体改革新方針が策定された平成21年2月から7

年以上経過しているにもかかわらず、検討の進捗状況が非常に遅いと感じられた。今回の行政評価委員会で指摘を受けたこれらの団体については、抽象的な理由の提示ではなく、検討した結果、具体的にどのような方向性や結論を導き出したのか、また、政策目的を達成するための最良の手段となっているのかなどを多角的に検討すること、また、その検討結果については、今後実施する行政評価委員会での点検において報告を求めていくという形でご意見をいただきましたので、まとめております。

今、紹介させていただいた4団体は、これからヒアリングを受けるサンプルザの関係を一旦除いた文章にしておりまして、このような形で記載させていただいているところです。

最後に読ませていただいた「今後実施する行政評価委員会での点検」というものがどういふものか、一つ一つ説明させていただきたいと思っております。

25ページに戻っていただけますでしょうか。

24ページに、先にお話しさせていただいた出資団体の取組の報告の内容を書いた上で、25ページに評価内容を書いております。全体の評価の書きぶりですが、検討スピードは遅い、ただ、逆に、7年経過しているという意味では客観的な情勢の変化があるということも理解できるので、そこでは再検討も必要ではないかというような形で書いています。

まず、二つを例にとって説明させていただきますと、上のアクセスサッポロについては、平成29年度に実施する市内展示機能の在り方検討調査を踏まえて、財団の在り方、出資見直しの検討を確実に実施することとしています。二つ目からは、スケジュール感と、どの年次でしっかり見るのかというものを書いています。

まず、月寒ドームの閉館やまちづくり戦略ビジョンで定められた流通団地の高度化など、団体を取り巻く状況の変化があったことについては理解できる。ただ、先ほどの総括でも書いておりますが、この出資団体改革新方針、古い方針が策定された平成21年2月から7年以上経過している状況もあることから、スピード感を持った検討を求めると。ついては、平成29年度に実施する展示機能の在り方調査を踏まえた財団の在り方に関する30年度の検討状況について、その翌年の31年度の行政評価委員会で点検を実施するという事で、今回、ヒアリングするサンプルザと同じように、一つの年度をポイントに絞って評価を実施してはどうかという形で記載しております。

リゾート開発公社も同じように紹介させていただきますと、一つ目で、トンネル事故の影響による経営状況の悪化や、団体を取り巻く状況の変化があったことについては理解できるものの、スキー客の増加等で現在は経営状況が改善してきていることから、前の方針から7年以上経過している状況を踏まえて、出資団体としての在り方について早急に検討結果を提示すること、スケジュール感については、ここの団体が一番早くて、平成29年度に出資団体としての在り方を決定することとしていることから、その結果については、30年度の行政評価委員会で点検を実施することとするという形にしております。部局のセクションだけで検討していく以上に、経営層や市内全部でしっかり検討した後に外部の先生に見てもらおうような形で内容を変えているところです。

このような形につきましては、前回の委員会で、今後、評価をしていくに当たっての交通整理としては、年度進行で次々と聞いていくというような形も効率的ではないかということで、委員長、副委員長からもお話があったところを取り込ませていただきます。ここは、アクセスサッポロやリゾート開発公社だけではなく、後ほど出てくるエネルギー関係の団体についても、同じような形でしっかり年次を区切って点検していくというようなことで書かせていただいているところでございます。

続きまして、1－2の出資・出捐金の引き揚げにつきましては、前回の説明を少し述べさせていただきますと、札幌市の出資比率が25%以上あれば、現行と同様の関与を継続できる団体もあることから、そのような団体については、その団体の財務状況等を十分に勘案した上で取組を進めることとしているという市の取組の行動計画を示させていただきました。

ここにつきましては、前回委員会の中で特段大きな意見としては出されていなかった部分でもありますので、市の内部でしっかりと進捗管理を行っていくということで考えておりまして、ここでは評価項目として黒の帯では入れておりません。ここら辺は、先日、石井委員長と打ち合わせさせていただいた部分についても、若干修正させていただいているところでございます。

続きまして、27ページの下の2の人の関与についても、冒頭に総括でお話しさせていただいたとおり、人の関与やお金が出ていく部分の削減はある程度進んでいるというふうにご認識いただいた部分もありますので、人の関与についても評価指摘としては出ていなかったということが前回の委員会の現状でございます。

続きまして、28ページになりますが、3番の団体の活用、更なる経営の安定化に関する主な取組ということで、ここでは前回の委員会では代表的に事業区域を拡大していくような団体や、あるいは、新たな事業の展開を検討している団体のご紹介をさせていただきました。

それから、4番の団体統制や5番の本市施策との連動ということで、これは、一般的な部分もありますが、正規職員への転換を図っていくというような話を全体的にさせていただいたところでございます。

前回の委員会で、3番や4番とかターゲットを絞った指摘というものはございませんでした。29ページの上を見ていただきますと、吉田委員からご意見もございましたが、指摘事項につきましては、出資団体改革新方針が策定された平成21年2月から7年以上経過しており、社会情勢が大きく変化している中で、今後も引き続き出資の必要性がある場合については、行動計画に記載された取組を推進することによって、団体や関連施設の存在意義や役割を出資団体評価シートや進捗管理シートの作成、公表等を通して適切に周知していくことということで、お話があったところを取り込ませていただいております。

完全な民間な会社でもない、あるいは、完全な公的な行政部門でもない、その中間に位置する団体がどのような取組をしていくかということは、しっかり公表していくこと

によって、その意義というものが市民も見出せるのではないかということで、周知を図ってくださいというご意見がありましたので、こういう形で記載しているところでございます。

最後になります、6番の新方針において未達成の取組に係る今後の方向性でございます。

1-1で記載したアクセスサッポロとリゾート開発公社も未達成の取組がある四つの団体のうちの二つでございますが、もう既に出ておりますので、ここでは残りの2団体について記載しております。

一つ目の札幌サンプラザについては、今回の行政評価のヒアリングの中で意見が出されたものを反映したいと思っております。当初、サンプラザ関係は、個別に審議する団体として別の章立ても考えていたのですが、項目数が二、三個であれば今回の評価と同じような形でページの中に入れたほうがわかりやすいかなということもあって、一旦このような構成にしております。

一番下のエネルギー供給公社につきましては、アクセスサッポロとリゾート開発公社と同じように、財務状況にかかわる条件面の折り合いなど、統合に向けた前提条件があることは理解できるが、時間が経過しているので、繰越欠損金が解消された際には早急に統合を含めた経営の在り方について検討結果を提示することとしております。

スケジュールにつきましては、平成31年度に在り方を決定することとしていることから、その検討結果について、32年度の行政評価委員会で点検を実施することで考えております。このような形で評価している部分ではございますが、例えば、この出資団体の点検は決まった年度にするというものに加えて、アクセスサッポロのように、市内展示機能の在り方検討調査というものを実施した段階で、そのような検討調査をした事業としての評価をすることも可能であると考えています。年度の穴があかないように一つ一つ見ていく手法は、団体によっては可能かなということも考えているところでございます。

そのような形でいきますと、30年度、31年度、32年度と連続して一つ一つの団体を重点的に見ることに加えて、場合によっては重点的に見る事業があれば、つなぎとして使っていただくことも可能です。

一番最後のページにいきますが、30ページ、31ページでは、出資団体の一覧を書いたもの、そして、最後に31ページで、行政評価委員会の委員構成ということで、皆様のお名前を記載させていただいております。

さらに、今、作成中ではございますが、市民参加の取組のワークショップの全体のものとして、巻末に資料をつけることを考えています。30ページプラス80ページぐらいで、今年度は110ページぐらいの報告書になろうかなというところで考えております。

事務局からは以上でございます。

○石井委員長 ようやく報告書の形になってまいりましたけれども、内容等についてご意見ございましたらお願いしたいと思います。

議論していたことは、それなりに上手に入れていただいた感じはございますし、出資団体の在り方についても、むしろ今年度で全体をやっつけるようなことはしないで、必要に応じてこれからも点検していくという形になっています。もしかしたら、そのときになって、何でやるのだという話があるのかもしれませんが、流れとしては少し継続的に見ていく部分があること自体はいいのかなと感じます。

特に出資団体は、形式的なことを徹底して見直す時代は一回終わったような気がしています。出資比率を下げることにすごく意義があるわけではなくて、役に立つ仕事をしていただくかどうか、まさにそこに意義があるか、ちゃんと自立できる方向性を目指していただけるかとか、評価の軸を形式的なところから実態的なところに変えなければいけないという問題認識の上で見えていくことが今回の位置づけではないかと思います。

出資出捐金の引き揚げとか引き下げというのも、ここまではやっていただきましたけれども、民法法人を含めての話ですから実務的に言うとそぐわない、無理がかかるような部分もないわけではないのです。要するに、株式は売ればいいのですけれども、出捐というのは法的な位置も意味も違いますから、今までは必要だったというようなことについては十分認識するとしても、これからはきちんと役割を果たせなかったらトータルとしての関与を低めるというのは、出捐金を返せという話ではなく、市との距離を遠ざけるということで、実態的な関与はしませんということだと思います。自立と言うと変ですが、いろいろな意味で市の関与が必要なくなったらそうすればいいだけで、出捐金とか人の問題だけではないという骨子のほうがわかりやすいし、実態的な話になるのではないかと思います。

あえて言うと、そこまでのことを書くか、書かないかみたいな話はあるのかもしれないです。やはり、従前は行革的な発想が非常に強くて、いろいろと批判があった中ではそれはそれでやむを得なかったところですけども、そこに関しては一段落するところまでいろいろな見直しをしていただいたと思います。最後の指摘がそれに近いですけども、きちんと役割を見つけてもらって、ちゃんと社会に知らしめるということまで言っています。むしろ、そこがこれからそれぞれの団体に求められることだということで、個別の指摘よりも意識をそこに変えてもらうという話もあるのかもしれませんが。

全体で言うと、外郭団体、出資団体というのは、そこで何かやっているのではないかとこのふうに見ておられる方もまだ多いと思いますが、その部分の見直しは結構進んできたと思います。率直に言えば、そういう認識でいいのだと思います。もちろん、もとに戻れという意味ではないので、そこは監視していただく必要はあると思います。

これは、次回まででしたよね。

○行政改革担当課長 第6回するときにも、報告書の中身をもう一度確認していただくことになります。

○石井委員長 ほかにございませんか。

○石川委員 意見ではなく、感想です。

並び順とかてにをはを中心に見ていたのですが、今回、歩いて暮らせるまちづくりとか

多様な活動を支える交通体系の確立は指摘事項が四つぐらいしかないのでは、並び順も余り気にする必要がなく、自動的にこんな感じかなと思います。

公園は、それなりに指摘事項があるので、こういう指摘の順番がいいかどうか見ていたのですが、特に問題ないかなと思いました。毎回、飛んだような順番になっていて、ある程度まとめたほうがいいと申し上げているのですが、今回は大丈夫かなと思っています。項目が多いので飛んでいるような気もしているけれども、一つの方向へ向かってまとまっていると思います。最後も大通公園と個別の話にまとまっていますし、毎回もめるのですが、僕は、今回はいいかなと思います。

○石井委員長 順番はなかなか難しいですね。

○推進担当係長 公園の順番については、委員会中もいろいろとアドバイスをいただいたので、それを踏まえております。

○石井委員長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井委員長 もしご意見等があれば、次回までに事務局に個別に出していただくということで、大枠としてはこういう方向で進めていただきたいと思います。

ヒアリング開始には準備があるのですよね。

○推進担当係長 私たちの席を変えまして、所管部局を呼びますので、5分ほど休憩をいただきたいと思います。

○石井委員長 それでは、休憩いたします。

[休 憩]

○石井委員長 それでは、二つ目の議事の出資団体の取組に関わるヒアリングについて始めさせていただきます。

最初に、一般財団法人札幌勤労者職業福祉センターについてヒアリングをさせていただきます。

今回の出資団体の在り方に関する基本方針に基づいて作成した札幌勤労者職業福祉センターの行動計画の作成に至った経緯等についてご説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○経済観光局 経済観光局の雇用推進部でございます。

私は、雇用推進部長の花田と申します。よろしくお願いいたします。

説明に先立って、職員のご紹介をさせていただきます。

私の右手は、雇用推進課長の橋本でございます。

さらに右手は、雇用推進係長の下瀬でございます。

左側は、担当の南でございます。

それでは、勤労者職業福祉センターの在り方の経緯とその内容につきまして、課長から

説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○経済観光局 それでは、ご説明いたします。

一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター、札幌サンプラザの在り方に関する検討の経緯と、平成29年度以降も施設運営の担い手を財団とした理由について、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

最初に、資料2-1で、検討の経緯などについて簡潔にご説明いたします。

資料の上から2段目ですが、平成21年2月に策定された前方針の出資団体改革新方針では、28年度までは施設の用途は現状のままとし、当団体が施設運営を引き続き実施するが、29年度以降については、団体の廃止を基本とし、民間企業等による運営も視野に入れた検討を行うとなっております。

これは、その資料の数段下の欄の出資団体改革新方針を踏まえた財団の取組状況の一つ目にあるとおり、平成20年8月に本市が策定したセンターの今後の活用方針2008の内容と同様の趣旨となっておりますが、この中で財団に対しては債務超過などの課題の解消など経営体質の改善を強く求めており、本市の指導のもと、財団では、28年度までを期間とする経営計画などを策定し、取組を進めたところです。

次に、資料中段の本市の検討状況ですが、平成26年度に部長級で施設の在り方等検討委員会を設置し、施設の在り方とあわせて施設運営の担い手について、全庁的な検討を開始したところであります。検討に際しましては、民間コンサルによる財団の経営分析や、民間企業へのヒアリング結果も参考としたところです。

その後、平成28年度の欄ですが、本年9月にセンターの今後の活用方針2016を策定、公表し、この中で管理運営は財団を引き続き担い手とすることを方針としたものです。

なお、資料の一番下のほうに今後の方向性という欄がございますが、これに先立ちまして、平成28年3月に策定した出資団体の在り方に関する基本方針では、将来的な施設の在り方とあわせて財団の在り方を検討していくとなっておりますが、これは既に在り方等検討委員会において検討途上であったことを踏まえて、このような記載となったものであります。

次に、資料2-2の今後の活用方針2016をごらんください。

平成29年度以降の担い手を財団とした理由についてご説明いたします。

まず、施設の概要につきましては、開いていただきまして2ページの一番上のところに記載しております。札幌サンプラザは、音楽ホール、公的温水プール等の公益事業と、会議、研修、宴会、宿泊等の収益事業を行う複合施設となっております。

続きまして、施設の利用状況と評価につきましては、3ページと4ページをごらんください。

時間の関係もございましたので、結論のみのご説明といたしますが、施設の方向性に関しましては、4ページの下(4)の記載のとおり、札幌サンプラザは、今もなお年間50万人の利用実績があり、ニーズは依然として大きく、また、地域の交流拠点として機能し、

一定の収益性も有していることから、当分の間は活用することが望ましい施設と位置づけたところであります。

続きまして、資料5ページをごらんください。

平成20年8月の前回の活用方針で、財団の整理、解散を基本とし、民間企業等による運営も視野に入れた総合的な検討を行うとした理由ですけれども、施設自体の方向性が29年度以降は白紙の状態であったことがあります。最大の理由としましては財団の経営不振です。当時は、毎年度、営業損益が巨額な赤字となっており、上段のグラフにあるとおり、19年度末時点で2億4,000万円超、活用方針を策定しました20年度末時点でも2億3,000万円の累積赤字を抱えている状態でした。また、開業当時の備品購入費など、札幌市からの借入金についても返済を進める体力はなく、下段のグラフにあるとおり、19年度で6億2,000万円、20年度でも6億1,000万円の残債がありました。この時点では、今後、財団が民間企業と同等水準または採算性を高めたり、財務基盤を見直すことを見込むことは難しく、市の財政負担の観点から民間運営も視野に入れた総合的な検討をすることが適当であろうとの判断に至ったものです。

しかしながら、その後、経営改革に着手し、5ページの下段にあるとおり、光熱水費削減のためのESCO事業の導入、退職者不補充、職員給与のカット、館内清掃等の委託事業の直営化など徹底した事業支出の削減を進め、収益力は大幅に向上しました。その結果、グラフのとおり、平成20年度以降は安定した黒字経営となり、27年度には累積赤字を解消するとともに、市からの借入金についても、27年度末で2億8,000万円弱、28年度現在では2億3,000万円弱まで縮減することができました。特に給与制度については、賃金白書のモデル賃金表の基本給を水準ラインとして、かつ、賞与についても経営状況に応じて総額を定める業績連動方式による民間ベースのものとなっております。

ちなみに、短時間労働者を除いた全職員、平均年齢48歳の平均年収は340万円、役職者では年齢54歳の部長職でも500万円台という水準になっております。

この結果、経常利益率も8%程度に上昇し、5ページの上段、本文6行目に記載のとおり、民間コンサルによる経営分析においても、収益構造は道内の同規模、同業種の黒字企業と比べて遜色のない水準に達しているとの評価であり、今後も一定程度黒字を維持できる見通しとなっております。

なお、部門別の収支につきましては、資料2-3に記載しております。

音楽ホールとプール部門が赤字であり、音楽ホールの赤字分の3,400万円余は市が全額を補助、それから、プールについては、2,200万円余の赤字のうち、子どもや高齢者の減免の分の約1,200万円は市から補助金を支出し、それ以外の1,000万円につきましては黒字部門から穴埋めしております。

続きまして、資料2-2に戻りまして、6ページをごらんください。

民間企業の引き受けの可能性ですが、民間コンサルタントに委託してホテル運営事業者やディベロッパーなどを対象としたヒアリングを実施しました。調査では、ヒアリングで

現有施設、機能の評価やその活用などについて概括的な意見聴取を行ったほか、具体的な公募条件を提示の上、引き受けの可能性について見解を伺いました。公募条件は、試算上、施設運営に係る市の財政負担額が財団の運営の場合と同等となるよう設定し、財団と比較して財政的メリットを見込める民間企業が存在するかどうかを調査しました。その際、各社からは、自社の見解のみならず、客観的な立場で業界一般論としてどうなのかという視点でも率直な見解を述べてもらいました。

結果としましては、ディベロッパー等は、土地保有による更地からの事業活用を前提に、行政施設はテナントとして入居する形態のみに関心を示し、既存施設での運営引き受けの可能性は否定されました。また、ホテル運営事業者等は、公募条件の緩和、具体的には公益的部門の赤字の全額補填などがなければ引き受けは不可能であり、かつ、契約期間などの見直し条項の附帯を必須とするなど、こちらも厳しい見解でした。

この理由としましては、公益的事業の実施や築30年という既存施設の活用など制約条件が多い中では自社のノウハウを十分に生かし切れないことや、複合機能を持つ施設特性上、受託した場合は再委託での分業とならざるを得ず、経費がかさむことが上げられます。

また、資料には記載していませんが、部門別に異なる事業者による分割運営方式での引き受けについてもヒアリングを行いました。管理部門がそれぞれ必要となり、この重複により運営経費増が見込まれ、一体的な運営と比べた場合、メリットが出てこないとの共通した見解でした。

担い手の方向性として、6ページの(3)のとおり、財団が今後も収益性の高い施設運営が可能である現状と民間企業の状況を踏まえると、市の財政負担と施設の安定運営の観点から民間運営を進めていくメリットは見出せず、財団による継続運営が最も合理的であると判断したところです。

最後になりますが、8ページの上に今後の方針が記載しております。

以上を踏まえまして、管理運営につきましては、最も効果が見込まれる財団を引き続き担い手とすることとした次第です。

以上でございます。

○石井委員長 ご質問等があればお願いします。

最初に、私から質問いたします。

活用方針の7ページに今後の修繕費用の話が書いてありますけれども、築30年たっておりますから、これから本格的に維持・更新費用というようなものを見込んでいかなくてはいけないと思います。20年間で16億円という数字がありますが、仮に現有施設を使っていくというときに、修繕費で16億円程度使って、営業に耐え得る施設としてどの程度活用できるかというあたりはどんな見通しなのでしょう。

これは、基本的には市有施設だから、修繕費は市が負担するのが前提になりますよね。

○経済観光局 まず、8ページの今後の活用方針の一つ目にありますとおり、今後も存続して有効活用を図っていくということでございます。その存続期間につきましては、二つ

目の丸に記載しておりますが、建物の老朽化の状況や北24条エリアの市有地の利活用などを踏まえて見定めていくことにしております。

修繕費用としては、コンサルが調査した結果を10年、15年、20年と載せておりますが、現時点ではこちらの利活用の問題がございまして、実際に何年というふうには考えておりません。当面、恐らく10年程度を維持するような計画的な修繕になっていくものと思われませんが、今後調整していく問題となっております。

○石井委員長 逆に、長期的な利用の見通しが不明の中で修繕するのは非常に効率性がないことと、全市的な公共施設の見直しの中で総量の削減方向というものも出ていたかと思うのです。この施設がにわかに要らないということを行うつもりはございませんが、見直しの対象としてどうするかという議論をしなければならない施設の一つだと思うのです。それは、今後の見直しというようなところでは、そういうことも含めた議論がされるという理解でよろしいでしょうか。

○経済観光局 まずは、直近で最終的な存続期間を決めることはなかなか難しいのですが、現状の利用状況などを踏まえますと、一定程度は使っていかなければならないということがありますので、資料8ページの活用方針を踏まえた今後の取組の欄に記載しておりますとおり、やはり計画的な修繕は必要になります。具体的に最小限度の修繕とはどの程度かということですが、例えば音楽ホールの音響設備など、当面使っていかなければならない設備の更新はしていかなければならないというふうに思っています。

○石井委員長 でも、例えば、今のご説明だと、当面の見直しで、いつまで使って廃止するみたいなどころまで結論が出せないというふうなお話ですから、将来的な活用はわからないけれども、今は使えるようにしていかなければいけないというお話ですね。それは、少し妥当性を欠くような印象があるのです。

○経済観光局 年数的にいつまでということは今この時点では決められなかったのですが、機能的に見た場合に、形は別にしても公益的な機能は当然今後も必要になっていくと。収益部門については、必ずしも役所がずっと持っていなければならない機能だというふうには捉えておりませんので、当分の間ということにしております。

年数は決まっておりますけれども、この施設をいつまで維持するかというのは、先ほど課長も言いましたが、今後の活用方針の2番に書いている考え方のとおり、老朽化と北24条エリアの市有地の利活用を含めて見定めることにしています。例えば、この施設が老朽化したからまた同じものを建て直すという考え方ではございません。

○石井委員長 もちろん、そんなことになっていないことは理解の上です。

○経済観光局 また、8ページの一番下に存続期間の再検討と書いてありますけれども、今後、北24条エリアの問題がはっきりしてきた時点で、また再検討するというような方向性を一回ここで定めたという考え方です。

○石井委員長 言い方は悪いかもしれませんが、結局、収益部門も利益が出ているし、公益部門も必要だから、とりあえず残せばいいというような整理だと思うのです。それは施

設費を全然負担していないからそういう状況で、なおかつ、施設費として、修繕費を10億円単位で追加投資するということであると、例えば、5億円でも10億円でもその部分のコストというものを考えたら、状況としては表向きの収支というものと全然違う実態が出てくるわけです。これは、過去の経緯として、今の時点で収支が償っているということを評価すべきだとは思いますが、これからの追加投資とは同じ目線の話ではないので、そこは考え方をきちんと整理したほうが良いと思います。とりあえず収支がよくなったし、施設も使われているということが前提になると、もともと施設に対して当初の見直しした問題認識がひっくり返ったようなことになりはしないかなということが印象としてあります。使える時期まできちんと使うということは何の異論もありませんけれども、それがいつかということについては、もう少しシビアな物の見方が必要ではないかというのが私の個人的な印象です。

○経済観光局 将来的な見通しを持った上で修繕をしていくべきだというお話ですね。

○石井委員長 そうでないと、修繕と言っても、本来は何十年間使えるという前提でおやりになることにはなりますが、多分、短期の見通しの中でどうしてもやらなければいけないものと、ここで言っている10億円オーダーの世界はちょっと違うのだと思います。

○蟹江副委員長 今の修繕費のお話ですが、今は経営的には若干黒字が出ております。しかし、民間で考えますと、この先10年で7億円かけないと維持できない場合には、毎期に費用計上されて引き当てられていくわけですが、そうすると黒字なんて吹っ飛んでしまいます。本来、そういうところも含めて収支を計算しないといけないのではないかと、それは税金で払うから財団として負担するものではないという発想でいいのかどうかということですね。

○経済観光局 それにつきましては、これはあくまで札幌市の施設であり、札幌市が必要とする音楽ホールであり、公的な温水プールであり、今、部長から申し上げたように、ホテル云々というのは大分違うと私どもも思っていますけれども、これは必要とされる施設ということで整理いたしました。その上で、委員長がおっしゃるように、修繕の考え方、見通し等、整理が必要だと思いますが、あくまでも財団はこの経営、運営を担っている団体ですから、この施設が必要ないという議論があれば別の話ですけれども、必要な施設と位置づけた以上は札幌市として当然修繕を行います。

○石井委員長 でも、それは一部分の話で、施設全体として必要だというふうにはなっていないわけですね。

○経済観光局 将来的にはそうですね。

○石井委員長 一部機能が必要だということに関しては、我々も別に異論はありません。では、一部施設が必要だということと、施設全体がいつまでも必要だというのは全く次元が違うというのが当初から議論のスタートラインです。これは収益施設も含んだ施設として整備されていますから、おっしゃることは視点が少し違う話だと思います。

○経済観光局 仮に、必要な部分だけを残すと……。

○石井委員長 でも、そういうことができるのですか。

○蟹江副委員長 民間へヒアリングしたときに、市が必要とする公共的な部分はテナント方式で入居するという話もあるということですね。それは、今おっしゃったこととは矛盾しないのではないかと思うのです。だから、民間が建てた建物の中に公共施設が入るという形は別に珍しくないですよ。

○経済観光局 それは方法としてはあると思います。

ただ、活用方針に書いておるとおり、札幌市としてはこの一体的な土地活用というものを行っていくと。そして、先ほどお話もありましたとおり、それにつきましては、区役所等の建てかえもかかわってきます。今、区役所自体は、昭和47年、1972年の建築ですから、44年たっていますけれども、一般的な市有施設、鉄筋コンクリートですと60年程度というのがありますので、我々としては、この施設は引き続き使いつつ、その上で建てかえ等に対応していくことになるだろうと思っております。

○蟹江副委員長 結局、あと十数年は今のままですか。

○石井委員長 可能性としてはあると思います。もちろん、今の時点では、何年前でというふうには決めることができません。

○蟹江副委員長 少なくとも、あそこら辺一帯を総合的に再開発するとすれば、60年を満たさないことにはできないということですね。

○経済観光局 満たすか、満たさないかは担当部局が違いますのでわかりませんが、今後、区役所の建てかえ順というものが決まってくる中で、このサンプルザについても終わりを見定めていくという考えです。

○経済観光局 サンプルザも含めた土地の利活用全体の計画が見えてきた段階で再検討するのですが、その場合にこのサンプルザの土地を何か別の利用をするとなると、やはり3年から4年ぐらい前から解体設計が始まることとなりますので、実際には3年、4年ぐらい前にはこちらを閉めるという話になるかと思っております。ですから、それが20年というようなことにはならないと思っております。

○石井委員長 逆に言えば、現状は、この施設を閉めるという議論がなかったら、いつまでたっても全体の再配置も動かないという状況ではないですか。それを、ほかの施設の計画ができなければこっちが決まらないというのは、この財団なり施設をどうするかという問題から言うと責任ある方向づけではないのです。ご事情はわかりますけれども、だからといってそういう経過で行くのだということについては、余り納得が得られる話にはならないのではないかと思います。

○経済観光局 私どもとして、まず、運営者をどうするかという議論ではなくて、施設をどうするかという議論を先にしております。4ページに記載のとおり、当面は必要な施設だと位置づけまして、その上で公益部門、収益部門があります。

○石井委員長 我々は、極端に言えば、「当面は」という整理に問題があるのではないかというふうに申し上げているのです。

○経済観光局 施設についてという意味ですか。

○石井委員長 そうです。

要するに、当面というのは、時間の概念として全くないわけですから、それはこの状況ではまずいのではないかという率直な印象を持ちますという意味です。お考えの枠組みがわからないわけではありませんが、やはりこれからの修繕費用の状況などを見定めたら、明確な方向性がないのにお金が出ていくという状況が観護されるという話には必ずしもならないのではないかと。決して存続するのが悪いという意味ではございませんが、今後どうなるかが全くわからない中で計画的修繕をやっていくところまで方針を立てておられますから、ある種、整合性がないのではないかという印象を持ちますという意味です。

○経済観光局 修繕のほうも、まずは10年程度の計画を立てていくと。それ以降は、こちらにも書いていますけれども、多少の延命化は可能かと思いますが、大きな設備更新で倍ぐらいになります。ただ、その時点では、修繕費用も含めて北24条エリアの利活用の方向性も出てきていると思いますから、両方合わせて検討させていただくことになろうかと思っております。

○石井委員長 普通に考えたら、この土地の利活用ということでしたら、ここがどうなるかということは、多分、向こうサイドからも前提条件になるので、お互いに前提条件にしているという構造が本当にないかどうか、そこはちょっと気になります。そうだったら、ある種、変な相互依存関係になるわけですから、そっちが決まらないからこちらは施設を維持管理されていくというふうな意味にも聞こえなくはないのです。

○経済観光局 現在、年数的にも30年たっておりますし、先ほども申しましたように収益部門の機能が恒久的に必要な施設というふうに考えておりませんので、前提条件になるとは私どもは考えておりません。

○蟹江副委員長 非常に失礼な言い方かもしれませんが、お話を伺っておりますと、見通しが全くないから当面維持するというふうに聞こえるのですけれども、そういうことではないのですか。要するに、恒久的に必要なだと思っていない、修繕もどういうふうになるかよくわからない、民間の引き受け手がない、当面どうしていいか見通しが立たないから、とりあえず先送りしていこうというふうに聞こえるのですけれども、そういうことではないのですか。

○経済観光局 私どもとしては、今回の活用方針の中で、今までははっきりしていなかった部分をはっきりさせたというのは、施設の存続期間ということです。いつまでこの施設を存続させるか、年数は決められませんけれども、考え方の方向性を決めたというのが今までと違って踏み込んだ部分というふうに考えております。そこが先ほどから何回かお話しさせていただいております今後の活用方針の二つ目の丸で、施設の方向性、存続期間は老朽化と北24条エリアの市有地の利活用で見定めて決めるということになります。

○蟹江副委員長 ただ、その見通しが立っていないわけですね。

○経済観光局 今現在は見通しが立っていませんが、考え方としては、ここでこの施設の

存続期間の終わりが来ると私どもは考えております。

○蟹江副委員長 そこがぎりぎり踏み込める限界だということですか。

○経済観光局 今の段階では、何年というふうには定められないところがございます。

○上岡委員 北24条エリアの市有地の利活用について、検討委員会みたいなもので検討をするタイムスケジュールの具体的な見通し、こういうふうな形で立てていこうというものはお持ちですか。

○経済観光局 北24条エリアは、まだ、具体的にできていません。今、南区役所を含む真駒内駅前地区まちづくり指針ができてきているような形になりまして、今度は中央区役所をどうするかということを検討します。その次か次ぐらいにここの議論が来るのではないかと思います。

○上岡委員 もちろん断定的な表現は難しいのでしょうけれども、大体何年後ぐらいに検討されるようなイメージですか。

○経済観光局 所管部局が違いますので、今この場で私どもからお答えはできません。

○蟹江副委員長 しかし、検討するだけだったら、同時に幾つもやってもいいのではないのですか。どうして検討が順番でなければできないのですか。確かに検討だけでもお金がかかるかもしれませんが、前が終わらないから次が検討できないということでは、結局、我々素人には見通しが立たないのだろうなというふうに見えるのです。ですから、いつ見定めるのかが決まらないということは、当面は見通しが無いから先送りするというふうにつえられても仕方がないのではないかなと思うのです。

○石川委員 北区の住民でもあるので、一定の理解を示した上での発言です。

この施設はよく使わせてもらっているのですが、結局、音楽ホールとプールをどうするかというところにかかっています。正直、僕は、今の議論を聞いていて、そこの判断を財団に求めるのは若干酷かなと思いました。これは、この財団の問題ではなく、もっと全市的に、北区にホールが要するのか、プールが要するのかという拠点のことを議論してもらわなければならないのかなとすごく感じているのです。過去にあのプールの在り方がいろいろ議論になったという記録がありますし、そもそもホールもどうなのかなと思います。修繕の大部分もこういうところに結構かかっているかもしれないので、僕はこの議論の限界が出てくるのではないかという印象を受けました。

○石井委員長 おっしゃるとおりだと思います。もともと財団の問題を超えている話だけれども、そこが前提で財団の必要性やどういう役割を果たすかということが決まっているので、実態的には不可分な話です。当然、この議論の中で整理できない部分については、逆に、我々としての見解を整理するしかない話だと思います。

施設としては公共施設プラスアルファで、アルファのほうが面積、規模が大きいような施設だと思います。両方のことをにらんだ話をせざるを得ないところで、公共施設をどうするかというのはまさに市の政策の問題ですから、そこにどうかかわるかというのは、我々も線をちゃんと認識しながら議論しなければいけないと思います。そこはそのと

おります。

ほかにはございませんか。

○石川委員 数字の確認です。

今の委員長からの指摘ですが、資料2-1に国から譲渡を受けたとあります。この4,074万円で譲渡を受けたというのは札幌市の財産という理解でよろしいでしょうか。

○経済観光局 ほぼ、98%は札幌市の財産です。

○石川委員 建物部分と書いてありますが、土地はどうなっているのですか。

○経済観光局 もともと札幌市の土地です。

○石川委員 札幌市の土地の上に国が建てて、上のものの譲渡を受けたということですね。

○経済観光局 はい。

○石川委員 そうということは、全て札幌市が持っているのですか。

市電があったところですか。

○経済観光局 そうです。

○石井委員長 全体としては、収支の立て直し等々のご努力は十分評価しなくてはいけないという認識を持っている一方で、将来の在り方については、率直に言うとやや不透明感、きちんと見通せない状況を認識せざるを得ないので、我々としてはそこら辺をどういうふうに整理するかということになろうかと思えます。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井委員長 それでは、札幌勤労者職業福祉センターに係るヒアリングについては、これで終わらせていただきます。

担当部署の皆様、どうもありがとうございます。

○経済観光局 ありがとうございました。

[所管部局は退室]

○石井委員長 続きまして、公益財団法人札幌市芸術文化財団についてヒアリングさせていただきたいと思えます。

過去に実施した財団法人札幌彫刻美術館との統合の経緯や効果についてご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○市民文化局 市民文化局文化振興課長の石井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私から、財団法人札幌市芸術文化財団と財団法人札幌彫刻美術館の統合の経緯、それから、統合の効果についてご説明させていただきます。

お手元の資料3をごらんいただければと思えます。字が小さくて恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

まず、1の財団統合の経緯をご説明させていただきます。

平成17年3月に、札幌市出資団体評価委員会報告書におきまして、財団法人札幌市芸術文化財団と財団法人札幌彫刻美術館の統合が提言されました。

提言の内容ですが、下段に囲みがありますので、読ませていただきます。

「当該団体は彫刻美術館への来館者を増やすために、さまざまな努力をしているが、入場者数の大幅な増加や収入の大幅な増加にはつながっておらず、今後も増収を図ることは難しいと思われる。このままでは、施設の老朽化に備えるための財源を確保することも困難になり、本郷の貴重な作品が散逸することになりかねない。

団体の設立目的が類似し、事業領域が関連している財団法人札幌市芸術文化財団が業務を担うことによって、経理・庶務など事務処理部門の効率化や事務局体制の簡素効率化が図られる。また、本郷作品の散逸を防ぎ、財団法人札幌市芸術文化財団が管理運営する芸術の森の美術館などで展示して、より多くの市民に札幌の財産である作品を鑑賞してもらうことが可能になることは、大変有意義である。

したがって、当該団体は財団法人札幌市芸術文化財団に統合することが妥当である」というご提言をいただきました。

資料の上段に戻りますけれども、これを受けまして、平成17年9月に札幌市が策定いたしました札幌市出資団体改革プランにおいて、両財団を統合することとし、その統合の時期を平成19年度と定めたところでございます。

その後、統合に向けました具体的な準備を進めまして、平成19年3月、財団法人札幌彫刻美術館を解散したところでございます。この解散に伴いまして、平成19年4月、札幌彫刻美術館の土地・建物、作品等の資産については札幌市が寄附を受け、同美術館を札幌市の公の施設とするとともに、札幌市芸術文化財団による指定管理をスタートしたところでございます。また、平成22年4月からは、札幌芸術の森と札幌彫刻美術館の指定管理業務を一本化しまして、引き続き、札幌市芸術文化財団が指定管理者としてその業務を担っているところでございます。

続きまして、下段の2の統合の効果でございます。

まず、最初の効果といたしまして、札幌彫刻美術館が単独で行ってございました庶務、それから、経理などの事務を札幌市芸術文化財団が一体的に処理することによりまして、彫刻美術館における事務の効率化が図られたところでございます。また、両財団職員の人事交流が可能になったことがありまして、双方の組織の活性化や人材育成面での効果も出ているところでございます。

以上、2点につきましては、内部管理的な効果でございますけれども、事業運営面での効果といたしまして、札幌芸術の森と札幌彫刻美術館がそれぞれの収蔵作品を円滑に貸し借りできる状況となりましたことから、両美術館における展覧会メニューの充実につながっております。また、本郷作品を鑑賞していただく機会を以前よりも多く提供させていただいているところでございます。加えまして、事業運営面での効果といたしまして、札幌

芸術の森美術館の展覧会のチケットの半券を持参すると札幌彫刻美術館の展覧会が団体割引料金で観覧できるといったチケット割引ですとか、学芸員や作家が作品の解説をしてくれる両美術館をめぐるバスツアーの実施など、市民サービスの向上にも寄与しているところでございます。

以上、財団法人の統合による具体的な効果をご説明させていただきました。こうした具体的な効果に増して重要だと考えておりますのは、札幌の貴重な財産でございます本郷新の作品が散逸することなく、引き続き札幌彫刻美術館が本郷新の業績を顕彰するとともに、札幌市民の文化芸術活動の発展に寄与し続けていることだというふうに私どもは考えているところでございます。

それから、先ほど配らせていただいた資料は、ただいま彫刻美術館で実施している企画展でございます。

ここにも、先ほど申しましたチケット割引の件が記載されておまして、字が細かいのですが、下のほうに米印が幾つか並んでおります。四つの米印の一番下の「札幌芸術の森美術館、札幌宮の森美術館の観覧券半券をお持ちの方は（ ）内の料金でご覧いただけます」ということで、括弧内というのが団体料金となっております。

彫刻美術館ということで、基本、ザ彫刻みたいなものが並んでいる美術館というイメージもあるかと思いますが、決してそうではなくて、先ほど申し上げました両財団による人事交流等で学芸員も出入りしているので、いろいろな知見がそこで活用されることによって、今行われている展覧会などは、経済という切り口から社会問題を作品に投影するような非常に興味深い作品が並んでおります。こういった工夫された展覧会が開催されているところでございます。

ちなみに、裏面をごらんいただきますと、写真が五つ並んでいるところの下の囲みに会期中のイベントとございます。展覧会に合わせたアーティストトークということで、野又さんとおっしゃるのですが、作家の方が作品について直接語る場面がありまして、四、五十人の方にお越しいただきました。

それから、これは昔から続いているものでございますが、近隣の皆さんに感謝の気持ちを込めてサンクスデーを設けまして、地域の方々とも触れ合い、そこでは必ず子どもたちも楽しめるようなワークショップを組み入れております。

統合することによって、もともと芸術の森で培われていたノウハウがここでも生きているのかなと考えております。

以上でございます。

○石井委員長 質問等はございますでしょうか。

単純に、彫刻美術館を統合されて、入場者数などが前後で変化したというようなことはあるのでしょうか。

○市民文化局 統合によって入場者数が大きくふえているというご報告ができればよかったのですが、これだけ頑張っても入場者数というのがなかなかふえていないのが現状でござ

ざいます。大体、ちょっとへこんだ年で5,000人台、調子のいい年で7,000人台という形です。

ことしについて言いますと、ちょうど彫刻美術館が開設されて35周年ということでロダン展という企画展をやりました。その入りが4,000人を超えていると伺っているので、ことしは若干いい数字が出てくるかなと思っております。

入場者数については、残念ながらそんな状況でございます。

○石井委員長 開館日数を大体300日ぐらいとして1日20人ぐらいですか。

○市民文化局 月曜日と年末年始だけお休みをいただいている状況でございます。

○石井委員長 5,000人から7,000人というのは、札幌市内にあることを前提にしたら大分少ない印象ですね。

○市民文化局 もう少し行っていただければ大変うれしいなというところですよ。

それでも、発信は結構頑張っています。周知活動として、つい先日も、わだつみのこえという作品が東京のほうで展示されるということで、大きなカラー写真も出ていました。メディアへのパブリシティー活動も結構積極的に行っていますし、今の時代は当然のようにフェイスブックもツイッターも駆使しております。そして、芸術の森美術館と一体になりましたので、芸術の森美術館の広報物にもちゃんと彫刻美術館のことを入れていく、それから、全小・中学生向けの広報誌があるのですけれども、そこにも毎年しっかり芸術の森の取組と一緒に彫刻美術館の情報も入れていっています。それでこの状況ですから、もし一緒になっていなかったらどうなっていたかなという印象でございます。

ただ、決して満足しているわけではありません。

○石井委員長 私自身も、芸術の森美術館は行ったことがありますけれども、彫刻美術館はないので、典型的なパターンなのかもしれません。

○市民文化局 実際にあそこに行こうとすると交通機関が大変です。円山でおりにたいてから坂道を結構上っていただくというような状況になるものですから、地理的な問題もかなりあるかなと思います。ただ、実際に行ってみると、高台にある本当にすばらしい景観ですから、リピーターは多いのかなと思います。

○石井委員長 施設なんかは、まだしばらく十分使える建物でしょうか。

○市民文化局 もともと昭和56年にできた建物です。

○石井委員長 では、もうかなり老朽化が始まっていますね。

○市民文化局 財団が統合したことによって、それまでできていなかった日常的な修繕を積み重ねてきていることもあって、そういう意味では施設の長寿命化という面はあるかと思いますが、当然、時期が来れば施設自体をどうするかということになると思います。

○石井委員長 わかりました。

○蟹江副委員長 統合の意見書が出た後、非常に速やかに統合されていますね。統合をめぐるいろいろな議論があったと思いますが、割とすんなりいったというふうな理解なのでしょうか。

○市民文化局 そこは利害関係が一致していたのだと思うのです。やはり、もともとの財団ではもう立ち行かないという問題意識があって、そういう中で出資団体の改革の動きがあって、それがいい時期に相まったということだったと思います。実際に細かく見ていくと、出資団体の評価委員会の報告書の策定とほぼ同時並行で、もともとの財団の清算に向けて内部の理事会での決定を進めていたというような経緯がございます。

○蟹江副委員長 それでは、もともと方向性としてはあったものがこういう形で出てきたという話ですね。

○市民文化局 そのとおりになって、当初、想定されているような効果も出ているのかなと考えています。

○蟹江副委員長 先ほどの公共施設も全否定しているわけではないのですけれども、やはり文化的なものは採算をとるのは無理ですよ。そういう意味では、こういう形でやらざるを得ないのはわかります。統合したからといって、すぐに来館者が大幅にふえるものでもないでしょうし、今後に期待したいと思います。

○市民文化局 頑張らせていただきます。

○石井委員長 ほかにいかがですか。

○石川委員 この旧札幌彫刻美術館の職員は、もともと何名ぐらいいらっしゃったのですか。

○市民文化局 もともとは4名です。館長と事務主任と言われる方と事務職員と学芸員の4名で、一つの小ぢんまりした施設に4人がずっといるわけですから、労務管理上もなかなか難しかったところではないかと思えます。学芸員も1人の方がずっと長く勤めていらっしゃいましたから、いろいろな展覧会もどうしてもマンネリ化してきたりします。そういう部分が人事交流によってすごく変わって、先ほどのようなちょっと違う視点からの展覧会が実施されているというふうに考えています。

○上岡委員 その4名の方は、解散した後は新しい財団に入られたのですね。

○市民文化局 それは、解散に当たって、もともと財産を持っていた本郷家の皆様のご意向でしたので、約束どおりそのまま引き受けました。

○石井委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井委員長 これでヒアリングを終わらせていただきたいと思います。

所管局の皆様、どうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。

[所管部局は退室]

○石井委員長 次は、委員による意見交換になりますが、同じく座席の変更等のため、休憩いたします。

[休 憩]

○石井委員長 それでは、出資団体のヒアリングに関して意見交換を始めたいと思います。

後者は、特別何か物を申すようなところがないのかなと認識しましたが、いかがですか、何か言うべきことはありますか。

○蟹江副委員長 今後、また何か努力の不足ということになるかもしれませんが、当面はないと思います。

○石井委員長 やはり、施設の更新をどうするかというときに、5,000人しか来ない施設だったらどうなのという議論はあると思いますが、そこは当然議論されることになると思うので、我々がとやかく言う必要は多分ないと思います。

今時点で、こちらについて、特別注文つけることはないかなという認識でよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石井委員長 サンプラザはいかがでしょう。

○蟹江副委員長 事情がよくわからない中で、余りにも率直に言い過ぎたかなと反省しています。ただ、これを見ますと、平成21年度に出た結論と今回の方針では180度変わっているのですね。

○石井委員長 やはり、経営が悪いということで、廃止も含めた議論があって、そこに関しては一定の努力をされて、ある程度めどをつけたということと、代替の管理者が見つからなかったという中で、このままやるしかないなという方向性を出されたのだろうと受けとめました。今時点でそうなっていることについては、ある種の努力の結果という側面も含めて捉えたら、一概に問題だということにはならないだろうと思います。

ただ、当面というのがいつまでかということになると、原課としてはできるだけ長く存続させたいという意向があると思います。しかし、どこかで線を引かなくてはいけない。特に大規模修繕が本格的に始まってくる時点を超えてしまっても当面というのが続くのだとしたら、当面の長期化みたいな固定化となってしまうところが現実的なギャップではないかと思います。すぐではないけれども、さっきの数字でも5年単位でそういう時期が来るということから言うと、やはりそこまでに施設の在り方に関しては一定の結論を得てもらわないと話がますますややこしくなるのではないかという印象はあります。

○石川委員 これは私見ですがけれども、結局、話のスタート時点からこういう問題をはらんでいたと思います。もともとサンプラザは、国の雇用・能力開発機構の持ち物でした。これが要らなくなって手放すときに誰が引き受けるかということになって、雇用推進部が引き受けたのです。でも、そもそもああいう施設だから、部で判断できること以外の問題も含んでいます。ただ、更地で返してもらおうという判断もあったかもしれませんが、せっかくあれだけのものだから、そのままらってしまおうかという判断もそんなに間違いで

はないかと思います。よくよく考えると、プールもホールもあっていいよねという感じで引き継いできたのかなと地元住民の僕は考えています。

ところが、年数がたってくると、今言った維持・更新の問題も出てくるし、そもそも雇用推進の話からだんだんずれた論点になってきているにもかかわらず、勤労者職業福祉センターの所管部局が担当するから話がかみ合わなくなっているなと思っています。話は脱線しますが、例えばさっきちらっと言ったプールの最適配置というものがあって、たしかあのサンプラザは補助を受けているはずですし、北区としてあそこにプールがあったほうがいいという報道を前に読んだ記憶があります。そういう話がないまぜになっているにもかかわらず、ここの部分だけを議論するとちょっと難しいと思います。だから、あそこにプールやホールが本当に要るのかどうかの議論だと思うのです。

○石井委員長 本当はそこが必要だと思うのです。今時点では、あるもので、使われているから必要だという議論なのです。絶対要るという議論ではないので、当然、現状維持の前提を置いたら、あるべきだという議論はわかるのですけれども、絶対必要なのかどうかという議論には多分踏み込んでいないと思うのです。

○石川委員 教育文化会館だってありますし、市全体としてのホールやプールの最適配置があると思うのです。そこを市としてもう少し打ち出してもらわないと、ここは難しいのではないかと思います。

○石井委員長 施設の在り方というのは、市としてのその方針をある時間を切って出せという話だと思うのです。これがおんぼろになって困ったからどうするかという議論ではないでしょうという話で、むしろ大規模修繕目前ということであれば、修繕をする前には最低10年は絶対使う必要があるという議論なら、それはそれでそういう議論をしてもらえばいいわけです。仮に、今の当面使うという議論だけでそういうところに行ってしまうと、6億円も7億円も使うのは少し変ですよ。この利益といたって2,000万円ぐらいでしょう。もちろん、公共施設の費用・便益みたいな議論もあるけれども、絶対必要かどうかによって費用・便益は変わるのです。

公共施設全体の見直しの問題もあって十分な各論になっていませんけれども、ホールだって機能としてはむしろ中心部に集めて、大きいところからほどほどのところまで充実させてきています。普通に考えると、ホール機能をそれぞれの区で持つなんていうイメージは、札幌市といえども、多分、ないはずなのです。むしろ今の流れで言ったら、中心部にきちんと汎用的に使える、ユーザー別に対応できる施設を置く、実際にはそういう方向で位置づけされていると思うのです。ですから、ちゃんと議論したら、絶対必要かどうかが見えてくる可能性もあります。それがあのような、ないような話の中で、ここはプールや文化施設そのものの所管部ではありませんし、本来の担当である文化セクションでも必要性を議論していない可能性もあるということですね。

○行政改革担当課長 配置のお話で言いますと、プールに関して言えば、1区1公的プールを基本にこれまで配置しているというのはございますが、中央区や南区については民間

に運営をお願いしております。

○推進課長 プールという機能を1区一つと言っているわけですから、必ずしもああいう形で公共施設として持たなければいけないわけではないと思います。委員長からもお話があったように、雇用推進部としては、あの建物を壊す必要性に迫られていません。耐用年数との見合いとなりますし、修繕費にどれだけかけるかということは、あの表だと10年と15年のところに結構大きな差があるので、どちらに行くのかどうかというのは真剣な議論がされなければいけないと思います。

今は、どちらかという、施設があるからやるしかないよねというモードになっていると思います。それは、雇用推進部側がずっと延命してやり続けたいという意思があるわけではないと思います。札幌市としてあの施設をどうするかというのは、今、明確に決まっていないので、何年と明確な数字を出せないということが全てです。札幌市側が区役所も含めた北24条全体のエリアに手をつけて再開発していく意思が決まれば、当然、それにあわせて存続しないということも明確になっていく施設です。ただ、委員の皆様からはそこをもう少し明確に出せないのかというお話なのかもしれませんが、札幌市として今現在はいつごろをめどにといつころまでは踏み込んだ話が出ていないということです。

○石井委員長 それは、エリアの再開発以前の話として、機能の必要性をもっと議論しようというのが今の話です。その上で、エリアの再開発の問題が出てくるのだと思うのです。機能が必要だとしても、施設はいつか壊れるので、更新するとしてもあの施設のままということはないだろうと思います。ただ、必要だったら同じ場所に同じ機能を更新するという選択肢ももちろんあっていいと思います。

土地の活用という問題と、機能としての音楽ホールとプールが絶対必要だという議論があって、絶対必要だという議論になっているという理解に立つべきなのか。

○推進課長 いえ、そんなことはないです。

○石井委員長 だから、そこもあるようで、ないわけで、まさにそこが施設の在り方という意味だとしたら、音楽ホールとプールの必要性について議論すべきだという話はあるのかなと思います。公共施設の更新、見直しをどうするかという議論を全庁的にやっている中で、こういう問題があるのになかなか各論に行っていないというのは僕が総論に書いた典型みたいな話ですから、矛盾しない論点整理が必要かなと思います。

別に、どっちに決めていただいてもいいのですけれども、そこが宙ぶらりんだからいつまでたっても決まらないというのは、やはり話の筋としてはどうかと思います。もう7年が経過しているわけですから、そんなこと言うなよというぐらい時間がたっているわけで、いつまでもそこが空っぽだということでは問題がある時期に来ているのかなと思います。特に、修繕費等が大きな金額で出ていくような見通しが確実にあるわけですから、そこも先送りすべき話ではないと思います。

要するに、必要だったら必要だという議論をちゃんとして決めていただければ、こっちの話はもっとわかりやすい議論になりますよね。それを、全部、雇用推進部に押しつけて

もごもご言わせるのも気の毒なところがあるかもしれません。

○蟹江副委員長 雇用推進部としては、公共的などころに関しては市が責任を持ってやるべきだというお話をされていたのです。修繕費だって市が当然出すのだと、自分たちの採算のところを考える要素ではないという認識を持たれているなど私は思いました。そうだとすれば、市として再開発に絡めてやるのかどうかは別ですけれども、どういう方針であそこに機能を残すのか、あるいは、どこかほかへ移転するのかということをごランドデザインとして考えていただかないと、それに沿ってということなのでしょうから、所管部局もどうしていいか困ってしまうことなのではないでしょうか。

○石井委員長 今回はねじれていまして、プールとホールの所管は別の部署です。

○蟹江副委員長 あそこが所管していないのですか。

○石井委員長 施設を所管しているけれども、文化ホールの在り方は所管していないということですね。

○改革推進室長 文化部とかスポーツ部です。

○蟹江副委員長 それでは、突っ込んで話をしてもしょうがないのですね。

○石井委員長 だから、そっちに突っ込むしかない話だという整理だと思います。結局、彼らは宙ぶらりんで、今、自分たちが預けられている施設に関してはこういうふうに言うしかないけれども、大もとはよくわからないということで、結局はそういう答えになっているのだと思うのです。

○上岡委員 必要性のあるものを廃止したら制約が出るというところでの必要性の指摘ですよね。

○石井委員長 今、必要だという議論が間違っているわけではないけれども、ここで今後の方針として言っている施設の在り方は、まさに機能が絶対的に何がどう必要かという類いの話自体が方針になっていて、そこが定まらなければいけないというのは、まさにそのとおりなのです。言っていることが間違っているわけではなくて、そろそろ定める努力をしないとだめだというのが突っ込みどころの一つの視点ではないかと思っています。急いでといっても、数年の間にきちんと明確にすべきだというレンジの話だったら無茶ではないと思うのです。

○蟹江副委員長 ここで財団とか出資団体と所管部との関係だけに視野を狭めてしまったら、いじめている感じになってしまいますね。

○石井委員長 あくまで、所管団体の在り方は施設の在り方が決まらないと決められないという構造になっていて、それは当然そういうことなのです。

○蟹江副委員長 そこは市の問題ですから、それに対して意見を述べればいいわけですね。

○石井委員長 関連部署が少し輻輳（ふくそう）している話で、十分明確ではないということなのでしょう。札幌市としても、公共施設の総合管理計画等をつくる中でいったら、個別の公共施設がどうあるべきかという議論は、当然していかなければいけない話になっています。そういう意味で言ったら、文化ホールをどうする、プールをどうするというの

は、当然、議論のターゲットになるので、別にやれと言ってもそのことが今の流れと全然違うことではないです。そこを明確にしてもらわないとお気の毒だという話です。

○蟹江副委員長 ああいうふうな答えざるを得なくなっている、当面先送りせざるを得なくなっているのは、市としての方針がはっきりしないからということですね。

○石井委員長 原課で対応できない部分について、少し意見を言ってあげることが必要なのかなという印象があります。特別難しい話にする必要はなくて、公共施設の見直しの一環ということで、当該施設の必要性についてきちんと議論しろというだけの話でいいと思います。

○蟹江副委員長 さっきも言ったのですけれども、前が終わらないと次の議論ができないのですね。

○石井委員長 一番大事なのは、どれぐらい機能が必要かという議論がされていないということです。少なくとも、札幌市としては譲渡を受けたときから必要の有無にかかわらずあるという、そこがスタートラインになってしまったと思うのです。

○推進課長 先ほども話が出ていましたけれども、区役所の建てかえの時期が一番大きな要素です。

○石井委員長 具体的なアクションはどうかというのは次の話です。それは次のステップで、仮に必要だという結論が出たら必要だという中でどう対応するかというのは、まさにあの地域の再配置をどうするかという中で対応しますということで全然問題なく流れるし、要らないとなったって具体的なアクションはそれと連動してやらざるを得ません。だから、ある10年間は修繕して使い回すというような結論でもおかしくないのです。どっちにしても、それはもう少し明確な方向性の中で、当面というのも有期の話をするということです。その結論は今と同じでも構わないと僕は思うのですが、これだとよくわからないから走り続けるというような意味合いにしかなくなっているんで、それはちょっとまずいだろうなと思います。

○石川委員 結局、スタート時点で、安いからもらっておこうかなということで、プールもホールもあるのです。

○石井委員長 押しつけられて買ったけれども、赤字がいっぱい出て、やれ、困ったというのが最初の話ですね。

○石川委員 買ったときは安いかもしれないけれども、本当は将来の維持費とか建てかえのことまで意識して買わなければならなかったと。これを見たら随分安く購入していますよね。

○石井委員長 赤字の幅からいったら、全然安くなかったと思います。将来キャッシュフローを現在価値みたいなこと言ったら、お金をもらわないと引き取れないような施設だったわけですから、4,000万円といえども安くはなかったと思います。表面的に安く引き取って赤字で苦労されたというのが実情で、頑張って努力されたことはちゃんと評価すべき視点だと思うのです。そういう前提で、必要な範囲で財団が運営していくこと自

体は否定する必要はないと思いますが、余りにも将来が見えない中でやっていただくもの
どうかと思います。

○蟹江副委員長 音楽ホールやプールの必要性について、議論された形跡はあるのですか。

○改革推進室長 施設の必要性については、9月にこの方針が出るまで、庁内のしかるべき
会議があって、そこには文化部門もスポーツ部門も来て議論しています。でも、決定的
に、これが何が何でも必要だというきれいな形での意見交換、討論というのがあったか
という、決定打になるものはもしかしたらないのかもしれない。

ただ、要らないとは言っていないのです。先ほど課長から言いましたように、1区1公
的プールというものを今後どうするかというのはありますが、なくしているわけではあり
ませんので、やはりスポーツ部門としては、北区に公的施設のプールがない以上、サン
プラザによって区民のプール利用というふうにしているのです。

○石井委員長 今、議論している必要性とは、予算を負担してでも更新しますかという
必要性だと思うのです。だから、そのレベルの必要性があるか、ないかということではな
くて、必要だということだったらちゃんと更新投資をそれぞれの担当部でやってくださいと、
多分そういう意味で問うてもらわないと意味がないのです。機能が必要だというのは、ま
さにそういうことだと思うのです。機能が必要で、それを維持するために20年ぐらいの
レンジで更新しなければいけないということまで踏み込んでいただけるなら、どうぞとい
うことだと思います。今までは、あるものとして必要だという議論で言ったら、当然、そ
れは要らないとは誰も言えないし、言う必要もないです。多分、今まではそういうレベ
ルですよ。

○蟹江副委員長 修繕費が何十億円もかかるという情報を提供した上で議論されているの
かどうかですね。それでもあったほうがいいという議論なののでしょうか。余りに金額が大
き過ぎて実感がないのでしょうか。

○改革推進室長 この修繕費は試算として出ただけであって、10億円をかけるか、1
5億円をかけるかは決定しているわけではありません。

○石井委員長 まだ、決まってはいないということですね。

○蟹江副委員長 でも、必要性がそれと見合っているのかどうかという話ですよ。

北区はあそこしかないのですか。

○改革推進室長 ほかに民間のジムにはあるかもしれませんが、公的な役割を持ったプー
ルはないです。

○推進課長 たしかほかに民間のプールはあったと思いますけれども、公的なものはここ
だけです。スポーツ担当セクションとしては、あれば都合がいいわけです。ただ、今、
委員長がおっしゃったように、では、スポーツ部が予算をとってきてお金をかけてでもあ
そこを維持しますかと言われたら、それは別の判断になります。将来的には、1区に1プ
ール、公的なプールが本当に必要なのかという議論も当然あるでしょう。

○蟹江副委員長 私は、二十数年ほど北区に住んでいますが、話を聞くまであそこにプー

ルと音楽ホールがあることを知らなかったのです。特にあいの里ですから、あっちのほうには行かないわけです。ですから、同じ北区であっても、住んでいる場所によって全然意識が違うでしょうし、難しいと言えれば難しいと思います。

○石井委員長 今の議論を踏まえて、少し整理していただいて、次回議論することによってよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○推進担当係長 次の委員会に向けて起こしていくような作業をしてご提示しますけれども、予算を入れてでも維持していくかというようなことも考えなければいけないので、プール機能等についてしっかり検討することということを今回の指摘としてよろしいでしょうか。

○石井委員長 公共施設の必要性についてだけを申し上げればいいと思います。

○推進担当係長 年次的に、いつこの結果を見るかですが、先ほど石井委員長から数年の間に明確に定めるのも難しいのではないかというお話がありましたけれども、そこはどうしましょうか。

○石井委員長 年数ではなくて、大規模修繕を計画する前にというような条件をつけるといいのではないかと思います。ただ、10年間、大規模修繕をやらないからといって延びるのは困りますね。

○蟹江副委員長 やはり、市としての方針も明確に検討してもらったほうがいいですね。

○石井委員長 大規模修繕の計画を立てる前といたら、普通感覚だったら5年以内ですよね。でも、5年と明確に書くのも何だか変ですから、大規模修繕に手をつけるときにはちゃんと方針をつくるということだと思います。

○改革推進室長 札幌ドームでも、建設して10年たって大規模修繕の計画を立てましたので、あれぐらいの大規模なものでも10年ということになると思います。

○石井委員長 本当はそうなのです。ここはもう30年たっていますから、本当はすぐにも立てなければいけない時期です。むしろ、早急に大規模修繕の見通しを立てて、その実施前に必要性についての方針を明確にするという感じでしょうか。一定の期間内でちゃんとやってほしいだけで、余り縛るつもりはないので、年数を具体的に入れて書くのもどうかと思います。

○推進担当係長 そのような形にしておきまして、あとは、できたものを次の委員会で見たいと思います。

○行政改革担当課長 先ほどヒアリングを行いました芸術文化財団は、今回の報告書には反映されない形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○改革推進室長 文化のほうは、10年以上たっていることもあり、その当時の職員は、残念ながら定年している人もいますし、何サイクルも異動していますので、彼ら自身も昔の経緯をひもときまして、こういう統合の在り方だったのかという新しい発見だったよう

です。

○石井委員長 こういう形は珍しいですね。

○改革推進室長 珍しいパターンかもしれません。

○石井委員長 でも、そんなに変でないというか、目的は明確かなと思いますので、よろしかったのではないかと思います。

それでは、特に何かございませんか。

○推進担当係長 メールでもお知らせしておりましたが、1月26日と27日の2日間は、市長への手交式という形で日程を押さえさせていただいています。12月中旬ごろには市長の予定が確定しますので、どちらかを連絡させていただきたいと思います。皆様、できるだけ出席していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3. 閉 会

○石井委員長 それでは、きょうの委員会はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上